

## 広域処理の事前協定・手続きマニュアル（28.3 改正）

### 1. 市町から他市町への委託

#### 1.1 住民等への説明（必要に応じて）

廃棄物処理施設は、建設時に地元自治会等との協定により、他市町からの廃棄物の受け入れを禁止している例がある。このような場合は、処理を依頼する側の自治体も受入側の住民説明会等に積極的に参加し、理解を得る努力が必要である。

#### 1.2 契約

契約にあたっては、次の事項を記載する。

- ① 処分又は再生の場所の所在地
- ② 受託市町の名称及び住所並びに代表者の氏名
- ③ 一般廃棄物の種類及び数量並びにその処分又は再生の方法
- ④ 処分又は再生を開始する年月日

なお、契約金額は、災害廃棄物処理国庫補助金の災害査定を受けるため、妥当な説明ができる算定方法（例：条例単価、過去 5 年間の処理経費の平均額など）とすること。

## 2. 市町から他市町の事業者への委託

### 2.1 事前通知

契約に先立ち、廃棄物処理施設の所在地の市町村に対して、次の項目を事前通知する。

- ① 処分又は再生の場所の所在地  
(埋立処分を委託する場合は、埋立地の所在地、面積及び残余の埋立容量)
- ② 受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- ③ 処分又は再生に係る一般廃棄物の種類及び数量並びにその処分等の方法
- ④ 処分又は再生を開始する年月日

### 2.2 住民等への説明（必要に応じて）

廃棄物処理施設は建設時に地元自治会等との協定により、他市町からの廃棄物の受け入れを禁止している例がある。このような場合は、処理を依頼する側の自治体も受入側の住民説明会等に積極的に参加し、理解を得る努力が必要である。

### 2.3 契約

契約にあたっては、事前通知と同じ内容を記載するとともに、契約金額は、災害廃棄物処理国庫補助金の災害査定を受けるため、妥当な説明ができる算定方法（例：3社以上の事業者からの見積など）とすること。

### 3. 市町から他都道府県への委託

非常に大規模な災害の場合、前記のほかに、市町が他の都道府県に処理を委託し、受託した都道府県が管内市町村や事業者にも再委託する広域処理方法がある。

#### 3.1 廃棄物処理の再委託契約

廃棄物処理法では、再委託契約は禁止されている。大規模災害に伴う特例として、制度上、再委託が可能になっていることを確認する。

#### 3.2 事前通知

契約に先立ち、廃棄物処理施設の所在地の市町村に対して、次の項目を事前に通知する。受入側が自治体であっても、搬出側市町との直接契約ではないので、法に基づく事前通知が必要である。

- ① 処分又は再生の場所の所在地  
(埋立処分を委託する場合は、埋立地の所在地、面積及び残余の埋立容量)
- ② 受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- ③ 処分又は再生に係る一般廃棄物の種類及び数量並びにその処分等の方法
- ④ 処分又は再生を開始する年月日

#### 3.3 住民等への説明（必要に応じて）

廃棄物処理施設は、建設時に地元自治会等との協定により、他市町からの廃棄物の受け入れを禁止している例がある。このような場合は、処理を依頼する側の自治体も受入側の住民説明会等に積極的に参加し、理解を得る努力が必要である。

#### 3.4 協定

都道府県が関与する場合、当事者が3者以上になるため、対象や全体のスキーム等を担保する目的で、必要に応じて当事者連名による協定書を締結する。

#### 3.5 契約

都道府県が関与する場合、搬出側の市町と都道府県との契約、都道府県と受入側市町又は事業者との契約等、複数の契約に分割される。

契約にあたっては、事前通知と同じ内容を記載するとともに、契約金額は、災害廃棄物処理国庫補助金の災害査定を受けるため、妥当な説明ができる算定方法（例：3社以上の事業者からの見積りなど）とすること。

## 4. 委託に関する法令

### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(市町村の処理等)

#### 第六条の二

2 市町村が行うべき一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準並びに市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は、政令で定める。

### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

(一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準)

第四条 法第六条の二第二項の規定による市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分(再生を含む。)を市町村以外の者に委託する場合の基準は、次のとおりとする。

一 受託者が受託業務(非常災害時において当該受託者が他人に委託しようとする業務を除く。)を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること。

二 受託者が法第七条第五項第四号イからヌまでのいずれにも該当しない者であること。

三 受託者が自ら又は非常災害時において環境省令で定める基準に従って他人に委託して受託業務を実施する者であること。

四 一般廃棄物の収集、運搬、処分又は再生に関する基本的な計画の作成を委託しないこと。

五 委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること。

六 一般廃棄物の収集とこれに係る手数料の徴収を併せて委託するときは、一般廃棄物の収集業務に直接従事する者がその収集に係る手数料を徴収しないようにすること。

七 一般廃棄物の処分又は再生を委託するときは、市町村において処分又は再生の場所及び方法を指定すること。

八 委託契約には、受託者が第一号から第三号までに定める基準に適合しなくなったときは、市町村において当該委託契約を解除することができる旨の条項が含まれていること。

九 第七号の規定に基づき指定された一般廃棄物の処分又は再生の場所(広域臨海環境整備センター法第二条第一項に規定する広域処理場を除く。)が当該処分又は再生を委託した市町村以外の市町村の区域内にあるときは、次によること。

イ 当該処分又は再生の場所がその区域内に含まれる市町村に対し、あらかじめ、次の事項を通知すること。

(1) 処分又は再生の場所の所在地(埋立処分を委託する場合にあっては、埋立地の所在地、面積及び残余の埋立容量)

(2) 受託者(非常災害時において当該受託者が受託した一般廃棄物の処分又は再生を他人に委託して実施する場合にあっては、当該受託者及び当該処分又は再生を委託しようとする者)の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(3) 処分又は再生に係る一般廃棄物の種類及び数量並びにその処分又は再生の方法

(4) 処分又は再生を開始する年月日

ロ 一般廃棄物の処分又は再生を一年以上にわたり継続して委託するときは、当該委託に係る処分又は再生の実施の状況を環境省令で定めるところにより確認すること。

### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

第一条の八 令第四条第九号ロの規定による確認は、一年に一回以上、実地に行うものとする。

## 5. <参考資料>東日本大震災における契約等の例

### 災害廃棄物の処理に関する基本協定書

岩手県（以下「甲」という。）と静岡県（以下「乙」という。）は、東日本大震災により岩手県山田町及び大槌町で発生した災害廃棄物の処理（運搬、処分又は再生をいう。以下同じ。）を行うための基本的な事項に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、被災地である岩手県山田町及び大槌町の復旧復興を支援するため、静岡県内において引き受ける災害廃棄物の円滑な処理を図ることを目的とする。

（災害廃棄物の種類及び受入基準）

第2条 この協定に基づき、静岡県内の廃棄物処理施設において受け入れる災害廃棄物の種類については、角材・柱材等の木材を破砕したものであって、次に掲げる基準を満たすものとする。

- （1）放射性セシウム濃度が1キログラム当たり100ベクレルを超えないこと。
- （2）空間線量率がバックグラウンドの空間線量率の3倍以上にならないこと。
- （3）遮蔽線量率が1時間当たり0.01マイクロシーベルトを超えないこと。

2 甲は、前項に定める基準に適合しないものについては搬出しないものとする。

3 乙は、甲が搬出した災害廃棄物を静岡県内で密閉型コンテナ（以下「コンテナ」という。）を鉄道貨物から道路貨物に載せ替えるとき、コンテナ積み込み後の空間線量率が第1項第2号に定める基準に適合しないものについては、甲と協議の上、甲に返却するものとする。

（甲乙間の委託による災害廃棄物の処理）

第3条 甲は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14の規定に基づき岩手県山田町及び大槌町から事務の委託を受けた、前条第1項の基準を満たす災害廃棄物の処理を乙に委託する。

2 前項の場合において、委託する災害廃棄物の数量その他必要な事項について、あらかじめ、乙と協議するものとする。

3 乙は、第1項の規定に基づき甲から受託した災害廃棄物の処理の一部を、静岡県内の市町又は一部事務組合（以下「静岡県内市町等」という。）に委託して実施するものとする。

4 乙は、この協定に基づく災害廃棄物の処理に関し、当該処理を行う静岡県内市町等と必要な調整を行うものとする。

（災害廃棄物の運搬）

第4条 前条に規定する災害廃棄物は、甲が岩手県山田町及び大槌町から静岡県内積替え地まで運搬し、乙が静岡県内積替え地から静岡県内市町等の中間処理施設まで運搬する。ただし、静岡県内において積み替えを行わない場合は、この限りでない。

（運搬等の委託契約の締結）

第5条 甲及び乙は、この協定に基づく災害廃棄物の処理に当たり、この協定とは別に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき必要となる災害廃棄物の運搬及び処分の委託契約が関係者間で締結されるように調整するものとする。

（災害廃棄物の放射性物質濃度等の検査等）

第6条 災害廃棄物の処理に当たり、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表中欄に掲げる者は同表右欄に定める検査を行うものとする。

区分	検査者	検査する内容
岩手県山田町又は大槌町の仮置場に災害廃棄物が保管されているとき	甲	放射性物質濃度（セシウム134及びセシウム137の合計値。以下同じ。）及び空間線量率
中間処理施設において災害廃棄物を処理するとき	静岡県内市町等	排ガス及び焼却灰の放射性物質濃度並びに空間線量率
最終処分場において中間処理後の焼却灰等を埋め立てたとき	静岡県内市町等	空間線量率

2 災害廃棄物の処理に当たり、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表中欄に掲げる者は静岡県内市町等及び甲と協議の上、同表右欄に定める検査を行うことができるものとする。

区分	検査者	検査する内容
仮置場において災害廃棄物をコンテナに積み込むとき	乙	遮蔽線量率及び第2条に規定する災害廃棄物の種類
静岡県内においてコンテナを鉄道貨物から道路貨物に載せ替えるとき	乙	コンテナ積み込み後の空間線量率

3 前2項の場合において、国が直接検査を行うときは、検査者は国が行う検査結果を確認するものとする。

（経費の負担）

第7条 この協定に基づく災害廃棄物の処理に係る経費の負担については、別途、委託契約により定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成26年3月31日までとする。

（疑義の解決）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、法令の定めるところによるほか、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を所持する。

平成24年5月14日

（甲）岩手県知事

（乙）静岡県知事

## 災害廃棄物処理業務委託契約書【岩手県⇄静岡県】

委託業務名 災害廃棄物処理業務（静岡県〇〇市事業分）  
委託期間 平成 24 年 10 月 11 日から平成 25 年 3 月 29 日まで  
委託料 金 円（税込）（内訳は別紙のとおり。）

岩手県（以下「甲」という。）と静岡県（以下「乙」という。）は、甲の岩手県大槌町二次仮置場に保管された東日本大震災により特に処理することが必要となった岩手県大槌町に係る一般廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の処理業務に関して、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第 1 条 甲及び乙は、この契約並びに甲乙の間で締結された災害廃棄物の処理に関する基本協定書（以下「協定書」という。）に基づき災害廃棄物を適正に処理するものとする。

（再委託）

第 2 条 再委託は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づいて行うものとする。

2 乙が再委託を行う者は、災害廃棄物の処理を行う〇〇市とする。

（甲の責務）

第 3 条 甲は、搬出場所において、鉄道貨物輸送事業者が用意する密閉型コンテナ（以下「コンテナ」という。）に災害廃棄物を積み込み、当該コンテナを〇〇市の中間処理施設まで運搬するものとする。

2 甲は、災害廃棄物が協定書第 2 条第 1 項に規定する基準（以下「受入基準」という。）に適合しているか確認を行い、異物を混入させないようにしなければならない。

（乙の責務）

第 4 条 乙は、甲から受託した災害廃棄物の処理が適切に行われるよう再委託する〇〇市への助言を行う。

2 乙は、搬出場所において搬出される災害廃棄物が受入基準に適合しているか確認を行い、適合していないことが確認された場合は、乙の指示によりコンテナへの積み込みを中止し、甲は当該災害廃棄物を搬出しないものとする。

（災害廃棄物の種類及び数量）

第 5 条 甲が乙に処理を委託する災害廃棄物は、柱材・角材等の木材を破碎しチップ状にしたもので、その数量は約 トンとする。

2 前項の災害廃棄物が、甲が乙に処理を委託する数量に達しなくとも、当該災害廃棄物が無くなった時点で委託を終了するものとする。

（完了届及び検査）

第 6 条 乙は、委託した業務が完了したときは、速やかに委託業務完了報告書（様式第 1 号）を甲に提出し、その完了について確認検査を受けなければならない。

（委託料の請求及び支払）

第 7 条 乙は、前条の検査に合格したときは、甲に対し書面により委託料を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求書を受領したときは、受領した日から 30 日以内に乙に委託料を

支払わなければならない。

(委託料の支払の遅延)

第 8 条 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、前条第 2 項の期間内に委託料を支払わない場合は、遅延日数に応じ、支払遅延委託料につき年 3.1 パーセントの割合で計算した遅延利息を支払うものとする。

(損害発生による必要経費)

第 9 条 乙は、甲から受託した災害廃棄物の処理業務について、業務の履行に関し発生した損害のために生じた経費は、乙の負担とする。ただし、これらの損害が甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲がこれを負担する。

(機密保持)

第 10 条 甲及び乙は、本契約に関連して、業務上知り得た相手方に係る事項（相手方の業務に係る情報で相手方において第三者に公開しておらず、公開する予定のないものをいう。）を第三者に対し、相手方の承諾を得ることなく開示又は提供してはならない。

(契約の変更)

第 11 条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由によりこの契約を変更しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、書面をもって定める。

(契約の解除)

第 12 条 甲又は乙は、この契約の当事者がこの契約の条項のいずれか又は法令等の規定に違反すると認めるとき若しくは両者の合意があったときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定によりこの契約を解除する際に、この契約に基づき甲から引き渡しを受けた災害廃棄物の処理業務を乙が完了していないときは、当該災害廃棄物を甲乙双方の責任で処理した後でなければ、これを解除することはできないものとする。

(協議)

第 13 条 この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、甲及び乙で誠意をもって協議し定めるものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

平成 24 年 10 月 11 日

甲 岩手県  
代 表 者 岩手県知事 達 増 拓 也

乙 静岡県  
代 表 者 静岡県知事 川 勝 平 太



## 委託業務完了報告書

- 1 業務名 災害廃棄物業務（静岡県〇〇市事業分）
- 2 委託金額 金 円
- 3 契約年月日 平成 年 月 日
- 4 委託期間 平成 年 月 日から  
平成 年 月 日まで
- 5 完了年月日 平成 年 月 日

上記のとおり完了しましたので報告します。

平成 年 月 日

委託者 岩手県知事 様

住 所  
受託者  
氏 名

印

(別紙)

(処理費用)

受入自治体名	単価	数量	金額 (税込)
〇〇市	円/トン	トン	円

(放射能測定費用)

1 搬出時測定分

測定項目	数量	金額 (税込)
・ 遮蔽線量率 ・ コンテナ空間線量率	日	円

2 〇〇市分

放射能測定項目		数量	金額 (税込)
放射性セシウム濃度			円
清掃工場	排ガス	検体	
	主灰	検体	
	焼却飛灰	検体	
	熔融飛灰	検体	
	熔融スラグ	検体	
	熔融メタル	検体	
	熔融不適物	検体	
	放流水	検体	
清掃工場	排ガス	検体	
	熔融飛灰	検体	
	熔融スラグ	検体	
	熔融メタル	検体	
最終処分場	放流水	検体	
空間線量率		回	
清掃工場 敷地境界			
清掃工場 敷地境界			
最終処分場 敷地境界			

計	円
---	---

(事務費用)

自治体名	数量	金額 (税込)
〇〇市	一式	円
静岡県	一式	円
計		円

(処理費用、放射能測定費用及び事務費用の合計)

合計	円
----	---

## 災害廃棄物処理業務委託契約書【静岡県⇄〇〇市】

静岡県（以下「甲」という。）と〇〇市（以下「乙」という。）との間に、東日本大震災により特に処理することが必要となった岩手県大槌町に係る一般廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の処理業務に関して、次のとおり委託契約を締結する。

（総則）

第1条 甲及び乙は、この契約並びに甲及び岩手県の間で締結された災害廃棄物の処理に関する基本協定書に基づき災害廃棄物を適正に処理するものとする。

2 甲は、「災害廃棄物処理業務委託要領」に定める業務の実施を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（甲の責務）

第2条 甲は、岩手県が搬出する災害廃棄物について、甲が定める災害廃棄物受入基準に適合することを確認するものとする。

（乙の責務）

第3条 乙は、前条の規定により搬入された災害廃棄物を適切に処理しなければならない。

2 乙は、災害廃棄物の処理に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等関係法令を遵守しなければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第4条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することはできない。

（災害廃棄物の種類）

第5条 甲が乙に処理業務を委託する災害廃棄物は、角材・柱材等の木材を破砕したものとする。

（委託期間）

第6条 本委託業務に係る委託期間は、平成24年10月11日から平成25年3月29日までとする。

（委託料）

第7条 乙に対し本委託業務を処理するための費用（以下「委託料」という。）として、金 円を支払うものとする。（経費内訳は別紙）

（委託業務完了報告及び検査）

第8条 乙は、委託した業務が完了したときは、速やかに委託業務完了報告書（様式第1号）を甲に提出しなければならない。

2 甲は、乙から委託業務完了報告書の提出があったときは、その日から10日以内に検査を行うものとする。この場合において、甲は当該検査の結果を速やかに乙に通知するものとする。

（損害発生による必要経費）

第9条 乙は、甲から受託した災害廃棄物の処理業務について、業務の履行に関し発生した損害のために生じた経費は、乙の負担とする。ただし、これらの損害が甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲がこれを負担する。

（機密保持）

第10条 甲及び乙は、本契約に関連して、業務上知り得た相手方に係る事項（相手方の業務に係る情報で相手方において第三者に公開しておらず、また公開する予定のないものをいう。）を

第三者に対し、相手方の承諾を得ることなく開示又は提供してはならない。

(契約の変更)

第11条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由によりこの契約を変更しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、書面をもって定める。

(契約の解除)

第12条 甲又は乙は、この契約の当事者がこの契約の条項のいずれか又は法令等の規定に違反すると認めるとき、若しくは両者の合意があったときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定によりこの契約を解除する際に、この契約に基づき甲から引き渡しを受けた災害廃棄物の処理業務を乙が完了していないときは、当該災害廃棄物を甲乙双方の責任で処理した後でなければ、これを解除することはできないものとする。

(協議)

第13条 この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、甲及び乙で誠意をもって協議し定めるものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成24年10月11日

(甲) 静岡県〇〇市葵区追手町9番6号  
静岡県知事 川勝 平太

(乙) 静岡県〇〇市  
〇〇市長

(別紙)

(処理費用)

処理対象物	単価	数量	金額 (税込)
災害廃棄物 (木くず)	円	トン	円

(測定費用)

放射能測定項目		数量	金額 (税込)
放射性セシウム濃度			円
清掃工場	排ガス	検体	
	主灰	検体	
	焼却飛灰	検体	
	溶融飛灰	検体	
	溶融スラグ	検体	
	溶融メタル	検体	
	溶融不適物	検体	
	放流水	検体	
清掃工場	排ガス	検体	
	溶融飛灰	検体	
	溶融スラグ	検体	
	溶融メタル	検体	
最終処分場	放流水	検体	
空間線量率			
清掃工場 敷地境界		回	
		回	
		回	

(事務費用)

項目	数量	金額 (税込)
広域処理の受入にあたり住民説明に要する費用	一式	円

(合計)

合計 (税込予定金額)	円
-------------	---

## 災害廃棄物処理業務委託要領

静岡県（以下「甲」という。）を委託者とし、〇〇市（以下「乙」という。）を受託者として平成24年10月11日付けで締結した災害廃棄物処理業務委託契約については、契約書に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

### 第1 契約書第1条第2項の委託事務の内容

- (1) 災害廃棄物を継続して受入れ、焼却（熔融を含む。以下同じ。）処理すること。
- (2) 災害廃棄物を焼却処理するとき、焼却炉からの排ガスを月1回採取し、この放射性セシウム濃度を測定すること。
- (3) 災害廃棄物の焼却処理によって生じた焼却灰等（主灰、飛灰、熔融スラグ、熔融メタル及び放流水）を月1回採取し、これらの放射性セシウム濃度を測定すること。
- (4) 焼却灰等を埋め立てた最終処分場の放流水について、月1回採取し放射性セシウム濃度を測定すること。
- (5) 災害廃棄物の焼却処理開始後、ごみ処理施設の敷地境界において空間線量率を週1回測定すること。
- (6) 焼却灰等を埋め立てた最終処分場の敷地境界において、空間線量率を週1回測定すること。
- (7) 災害廃棄物の焼却処理によって生じた焼却灰等については、この契約期間終了後においても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等関係法令に基づき適正に処理すること。

### 第2 受注者の義務

- (1) 自ら受託業務を実施し、他に委託しないこと（放射能測定業務を除く）。
- (2) 運搬業者が災害廃棄物を乙のごみ処理施設へ搬入する際、運搬業者への指示を行い、安全にごみピットに投入するよう指導すること。

### 第3 契約書第3条第1項の委託事務の実施場所

- (1) ごみ処理施設  
静岡県〇〇市            〇〇市清掃工場  
静岡県〇〇市            〇〇市清掃工場
- (2) 最終処分場  
静岡県〇〇市            〇〇市最終処分場

### 第4 搬入実績の報告

- (1) 乙は、搬入実績報告書（様式第2号）により搬入数量の報告を甲に行うこと。搬入実績報告書に必要事項を記載し、前週の実績を次週（最終週は契約期間内）までに甲へ報告すること。
- (2) 搬入実績数量は、乙の施設にある台貫重量とし、トン数量に換算し、小数第2位まで記載すること。
- (3) 計量時に発行する伝票等の写しを様式第2号の根拠資料として添付すること。
- (4) 放射性セシウム濃度及び空間線量率測定については、前月（3月は契約期間内）の測定結果

を翌月15日までに甲に報告すること。

#### 第5 緊急時の対応

乙は、焼却処理時の異常又は災害廃棄物の飛散、その他安全な処理の支障となる事態が発生した場合は、直ちに甲へ連絡し指示を仰ぐこと。

甲の連絡先 担当部署 ぐらし・環境部環境局廃棄物リサイクル課一般廃棄物班  
電話番号  
FAX番号  
電子メール

#### 第6 証拠書類の保存

委託事務に関する書類は、5年間保存するものとする。

#### 第7 様式

委託事務に関する書類の様式は、次のとおりとする。

- (1) 契約書第8条に規定する委託業務完了報告書 様式第1号
- (2) 要領第4(1)に規定する搬入実績報告書 様式第2号

委託業務完了報告書

- 1 業務名 災害廃棄物処理業務
- 2 契約年月日 平成 年 月 日
- 3 委託期間 平成 年 月 日 から  
平成 年 月 日 まで
- 4 完了年月日 平成 年 月 日

上記のとおり完了しましたので報告します。

平成 年 月 日

委託者 静岡県知事 氏 名 様

住所  
受託者  
氏 名

印



## 搬入実績報告書

搬入施設名 \_\_\_\_\_

搬入年月日 平成 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日 ( ) \_\_\_\_\_

確認者氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

	コンテナ番号	搬入時間	搬入数量 (t)	備考
1		:		
2		:		
3		:		
4		:		
5		:		
6		:		
7		:		
8		:		
9		:		
10		:		
合計				

- ※ 搬入時刻は乙の処理施設で積載重量を計量した時刻とする。
- ※ 搬入数量は台貫計量後に発行される計量伝票の実数量を記入すること (小数点第 2 位まで記載)。
- ※ 計量伝票の写しとともに報告すること。